

河内長野市立長野小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの心に長く深い傷を残すものであり、人間として絶対に許されない人権侵害である。また、いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こり得るものであるという基本的認識の下、日常的にいじめの未然防止に取り組む。本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校づくりを進める。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法第2条」より】

2 いじめに対する基本的な考え方

- (1) いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって組織的に対応する。
- (2) いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであり、加害・被害という二者関係だけではなく、傍観者の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を形成する。
- (3) いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるよう指導を行う。
- (4) 「いじめは絶対にいけない」ということだけではなく、「ひとりひとりの人権尊重や仲間づくり、集団づくり、居場所づくりからいじめをなくす」という観点を持って指導を行う。
- (5) いじめは学校だけの問題ではなく、学校・家庭・地域など全ての関係者が、それぞれの立場からいじめ防止に向けて取り組む。

3 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

- (1) 「いじめ・不登校対策委員会」の設置

本校ではいじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ・不登校対策委員会」を設置している。

- ① 構成員

定例・・・校長・教頭・生活安全指導部員

臨時・・・校長・教頭・生徒指導主事・該当学年の教職員・養護教諭・スクールカウンセラー

(以下「SC」という)・スクールソーシャルワーカー (以下「SSW」という)

② 役割

本校におけるいじめ防止等の取組みを推進する。具体的には、いじめに関する事象や相談内容を分析・ファイリングを行い、情報を共有することでいじめ防止に努め、また、児童・保護者へのいじめ防止の啓発に取り組む。

いじめ事象が起こった場合、指導方針を示し、共通理解を図るとともに被害児童、加害児童及び保護者、関係者に適切な指導を行う。

③ 活動

ア 情報の収集・管理・共有・発信

イ いじめの早期発見・防止に関しての校内の共通認識の作成

ウ 楽しく心の動く学校づくりの為の具体的方策の立案・実行

エ 他の部会・委員会・関係機関との連携

オ 個別のケース会議の開催

カ 指導方針の下に、養護教諭等他の教員とともに児童や保護者への適切な支援や指導の実践

④ 開催

月1回の生活安全指導部会議を定例会とし、いじめ事案の発生時は臨時開催をする。

4 いじめ未然防止のための取組み

(1) いじめを生まない教育活動の推進

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。

① 人権教育の充実

日常的ないじめ問題を取り上げ「いじめは人間として絶対に許されない」ということを、児童一人ひとりが認識し友だちを思いやることができるよう、人権意識の高揚を図る。

② 学級経営力の向上

児童が、達成の程度が確認できる具体的な学級目標を設定し、自他の個性を尊重し、互いの身になって考え、相手の良さをみつけようと努める集団づくりに努める。

③ 特別活動の充実

よりよい集団活動を通して学校・学級への所属感を高め、児童の自治的な能力や自主的な態度を育てる。

学級全員で自分たちの学級集団としての目標を決めさせ、全員で協力する活動を意図的・計画的に実施し、安心・安全な居場所づくりに取り組む。

④ 道徳教育の充実

「友だちの気持ちを考え、思いやりの心をもつ子ども」の育成をめざして道徳教育の充実を図る。

⑤ 児童会活動の充実

児童会活動やプロジェクト委員などの委員会活動をさらに充実させ、集団づくりやいじめ防止の意識の向上を図る。

異年齢交流の充実を図り、高学年ではリーダーシップや思いやりの心、低学年では上級生に対するあこがれの気持ちを育てる。

(2) 研修の充実

教職員がいじめを絶対に許さない確固たる意思をもち、いじめを防止するためにいじめを見抜き、具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めるため、いじめ対応プログラム等を活用し

た研修等を行い、教職員の資質の向上を図る。

(3) 授業力の向上

児童の学力向上を図るとともに、「心豊かな子ども」「自ら学ぶ子ども」「たくましく生きる子ども」を育てることで、他者を思いやる心などの豊かな人間性を育てよう、指導方法の工夫・改善に取り組む、一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくりに努める。また、授業の中に学び合いの場面を設定し、児童間の「つながり」を育み、他者を尊重し、思いやる心情を育てる。

(4) 保護者や地域のみなさんとの協力

P T Aの各種会議等において、指導方針を示し、意見交換する場を設ける。また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 携帯や Web を通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを介して行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、インターネットや携帯電話の危険性の理解に努め、児童・保護者に加害者にならないよう啓発に努める。

(6) いじめ防止の取組み年間

	対策委員会（定例）	調査・研修・行事	地域
4月	いじめ・不登校対策委員会	学級集団づくり SC・SSW	
5月	いじめ・不登校対策委員会		
6月	いじめ・不登校対策委員会	「元気調べ」	
7月	いじめ・不登校対策委員会		サマーキャンプ
8月		SSW研修・いじめ研修	
9月	いじめ・不登校対策委員会	長小まつり	
10月	いじめ・不登校対策委員会	運動会	秋祭り・ほのほのフェスタ
11月	いじめ・不登校対策委員会	「元気調べ」	
12月	いじめ・不登校対策委員会		もちつき
1月	いじめ・不登校対策委員会		
2月	いじめ・不登校対策委員会	「元気調べ」	
3月	いじめ・不登校対策委員会		

5 いじめ早期発見のための取り組み

(1) 日常の児童観察から

職員全体でいじめ発見のアンテナを張り、児童のささいな様子の変化も見逃さないよう勤め、少しの変化があれば速やかに報告・連絡・相談を行う。

(2) いじめ調査等

全校児童対象に元気調べを年間合計3回実施し、いじめの実態を把握する。

(3) カウンセリングの充実

「元気調べ」調査後に必要に応じて担任が児童とカウンセリングを実施し、学校生活の中での問題点や気になることなどを聞くことによっていじめの早期発見に努める。また、スクールカウンセラーによる相談の充実を図る。

(4) 相談・連絡体制の充実

教職員は、児童・保護者がいじめに関して、抵抗なく相談できるような関係づくりに努める。児童・保護者・教職員がいじめに関する相談をするための窓口は、校長、教頭、生活指導担当、養護教諭とする。いじめにおける相談・通報を受ける体制の確立や連絡帳による相談等があった場合は一人で抱え込むことなく、生徒指導主事や学年主任等と情報を共有し、迅速に対応する。

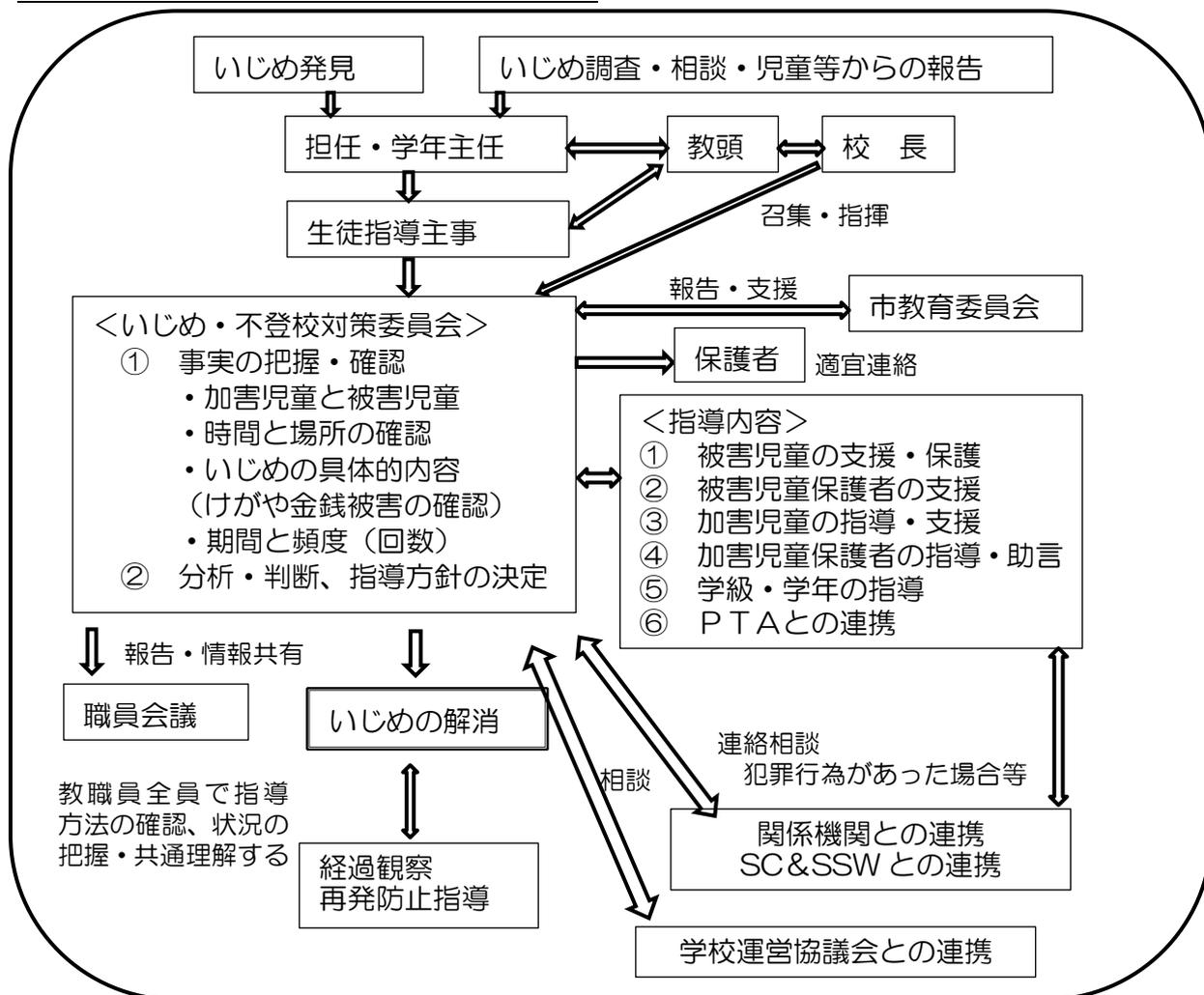
また、外部機関の相談窓口「24 時間いじめ相談ダイヤル」等についても、長期休業前など随時、児童・保護者に知らせる。

6 いじめに対する早期対応

(1) いじめ（いじめと疑わしい行為）を見つけたときの対応

- ① いじめ、あるいは、いじめと疑われる情報を受け取ったり、発見した場合は問題を一人で抱え込んだり、看過することなく、情報を共有し、早期に「いじめ・不登校対策委員会」を招集し、組織的に対応する。
- ② 被害を受けた児童に対しては、事実確認を行うとともに、本人の心の安定に努め、被害児童を徹底して守り通すという姿勢で対応する。
- ③ 保護者と早期に連絡を取り、事実関係と学校の指導方針を伝え、今後の対応についての理解と協力をお願いする。必要に応じてSSW やSCとの連携を図る。
- ④ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で粘り強い指導や支援を行う。また、保護者には、事実関係と学校の指導方針を説明し、連携して指導に当たるよう協力を依頼する。
- ⑤ ネット上のいじめ、暴力・恐喝等の犯罪行為があるいじめなど、学校だけで解決が困難な事例については、必要に応じて警察署、地域の関係機関等と連携して対応する。

○ いじめに対する早期対応関係図



(2) いじめを集団の問題として対応

「観衆」や「傍観者」はいじめを助長したり、抑えたりする重要な存在である。いじめを「加害者」「被害者」の個人の問題としてではなく、集団の問題と受け止め、子どもたちが集団の一員として問題の解決にあたらうとする態度を育てる。

①「観衆」

自分から直接に手をださないが、周りでおもしろがりはやしたてて「いじめの加担者の役割」を果たしていることを理解させ、徹底して指導する。

②「傍観者」

いじめを見ている、知っている傍観者もいじめを認めているという自覚をもたせ、いじめを批判的にとらえ、軽蔑し、仲裁者になるなど人間として正しい行動を行うことの大切さを理解させることでいじめの大きな抑制力を形成する。

(3) いじめの解消について

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があると考える。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ・不登校対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

7 重大事態への対処

近年、いじめにより子どもの生命や身体又は財産に関わるような重大な事態が残念ながら全国で起こっている。

こうした重大事態が繰り返されないよう対策を講じることが必要である。

(1) 重大事態の意味

いじめ防止対策推進法第28条では、学校または教育委員会が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されている。

① 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

- (例)・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

(2) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- ① 重大事案が発生した旨を、河内長野市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 河内長野市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する「特別対策委員会」を設置する。
- ③ 特別対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 調査結果については、被害・加害児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供し、被害児童・保護者への支援を行うとともに、加害児童・保護者への指導を行う。

8 効果検証

いじめ防止の取組みの効果検証を行い、次年度のいじめの実態把握やいじめに対する対応の改善に生かす。

(1) 学校教育自己診断

保護者用の次の項目で、いじめ防止の取組みの効果検証を行う。

- ・学校は、いじめのない学校づくりに取り組んでいる。
- ・学校は、学年に応じて子どもに人権を尊重する意識を育てようとしている。
- ・子どもは、学校へ行くのを楽しみにしている。

(2) 「元気調べ」の結果・分析から、取組みの成果を測定する。

(3) 問題行動や不登校調査の結果を分析し、効果検証を行う。